

奥大和學生合宿支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奥大和地域における学生等の合宿を支援することにより、交流人口の増加を図り地域の活性化に資するため、奥大和地域における学生等の合宿に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奥大和地域 五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡及び吉野郡の区域をいう。
- (2) 学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院の児童、生徒及び学生をいう。
- (3) 延べ宿泊者数 宿泊した学生等の人数に宿泊日数を乗じた数をいう。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は、学生等の奥大和地域における宿泊を伴うものであって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 奥大和地域の宿泊施設での宿泊を伴う合宿であること。ただし、宿泊施設は、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を取得しており、かつ、本事業に登録した宿泊施設であること。
- (2) 延べ宿泊者数が20人泊以上であること。
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと。
- (4) 平成28年12月1日から平成29年3月30日までに行われる宿泊であること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
学生等の合宿に要する経費	学生等の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額。 ただし、1申請当たり30万円を上限とする。

(補助金の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ奥大和學生合宿支援補助金事前申込書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録完了通知)

第6条 知事は、前条の規定による申込みの内容が適当であると認めるときは、当該申請者に対し、登録の完了を通知するものとする。この場合において、知事が必要であると認めるときは、条件を付けることができる。

2 前項の規定による通知は、補助金の交付を約束するものではない。

(指示及び検査)

第7条 知事は、補助金を申込み、登録が完了した者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付申請)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者は、事業終了の日から起算して14日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 奥大和學生合宿支援補助金交付申請書(第2号様式)
- (2) 合宿計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 宿泊証明書(第5号様式)
- (5) 参加者名簿(第6号様式)
- (6) 学生であることを証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の額を確定した上で、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、知事が必要であると認めるときは、条件を付けることができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定があったときは、第8条の書類を実績報告書とみなす。

(補助金の請求)

第11条 第9条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに、奥大和学生合宿支援補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による交付請求の内容が適当であると認めるときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、規則第15条に定める場合のほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（事務の委任）

第14条 知事は、必要がある場合において、第5条及び第6条に規定する事務を南部東部振興課長に委任することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。